

① 今後の情報開示・情報公開の在り方について

令和6年度からの議員報酬増額改定の根拠となった町特別職報酬等審議会（2回）の会議録を7年10月1日に開示請求したところ、町は同11月7日に、出席者の発言の大部分を黒塗りにした、実質非開示に近い状態で開示を行った。この不当な処分に対し、私が8年1月30日に非開示部分の開示を求めて審査請求を提出し、町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」）による審査・答申が行われた結果「本件処分を取り消し、非開示とされた箇所の開示を求める」との答申がなされ、これに基づき7月、本町は非開示118箇所のうち110箇所を開示した。

この件については、8年3月定例会の一般質問で町の処分の不当性を訴えた際に、本町は妥当な判断であったという姿勢に終始していたが、今回の審査会の結論は町の判断・処分が誤りであったことを認定したものとする。

審査会の答申書にも「非開示情報該当性の審査に係る実施機関の判断過程は、強く改善が求められる」「会議等運営の透明性の確保に努めるべき」等、苦言ともいえる付言が付されていることも踏まえ、今回の件をどのように受け止め、また、今後の情報開示・公開にどう反映していくか、以下を中心に聞く。

- （1）審査会の答申から、これまでの本町の「長与町情報公開条例に基づく処分に係る審査基準」の解釈・運用には誤り・問題があったと考えるべきだと思うが、町としてどう受け止めているか。
- （2）審査会は「強く改善が求められる」と指摘しており、当然に今後すべての開示請求について、非開示情報該当性の審査は可能な限り開示することを前提にした判断を行うべきと考えるが、今回の件を契機に改善を行うつもりはあるか。あるのであれば、具体的にどのような改善を行うか。
- （3）町は、審査会に提出した弁明書において、第4「処分内容及び理由」として「公益上の必要性に係る具体的な事実は、認められない」と明記している。これは当初の処分決定時において、議員報酬という公金の支出を増額する根拠を納税者たる町民に公開・説明することに公益性はないと町は判断したということになるが、現在もなお同じ認識か、それとも今後は認識を改めるのか、どう考えているか。

② 当事者の立場に立った福祉施策を

本町の高齢化率は8年6月現在30.3%だが、社人研の推計では本町の高齢化率は17年に35%、27年には39.1%になるとされている。今後の更なる高齢化の進行に対応するために、高齢者福祉施策・高齢者福祉事業は常に見直しを行っていく必要があると考え、以下を中心に質問する。また、障害者福祉施策・事業についても聞く。

- （1）対象者の約15%が利用していない高齢者交通費・健康づくり助成事業にはかねてより制度の拡充・改善を求めてきたが、民間の温泉施設が1軒閉業し丸田荘浴場も廃止となれば、ますます利用できる機会は減り、利用しない・できない人がさらに増えると危惧される。公平性の観点からも、ガソリン代や訪問理容なども外出機会創出に資するものとして対象にするなど、未利用者を減らす努力を何らかに行うべきと考えるがどうか。
- （2）丸田荘浴場施設を廃止すると、単純計算上、老人福祉総務費のマイナスが年間約1,600万円抑えられるが、これをいかに高齢者全体への福祉に活用するか具体的な説明がないことも、廃止に納得できない町民が一定数いる理由の一つと考える。廃止によって本町の高齢者福祉事業が何か拡充・改善されるのか聞く。
- （3）本町の在宅中重度要介護者介護見舞金制度は、要介護者1人につき年額3万

	円で、要介護者を「要介護３、４または５である者」と定義しながら、基準日までの１年間介護保険サービスを利用していないことを要件としており、該当者が極めて限定され、実際に利用者は年３人ほどである。時津町の同制度にはそのような要件はなく、金額も年額５万円で例年２０人ほどが受給している。本町の要件・金額等を再考すべきではないか。 （４）片目失明者は法制度上、身体障害者と認定されないが、両目が見える者と比較して機能的・社会的困難があり、また、義眼が高額で経済的な負担もあると聞いている。合理的配慮として、少しでも本人や保護者の負担を軽減するために、義眼の購入補助制度を導入できないか。
--	---